取引法の内部統制 していることは重大な意味を有しており、 考えられる。 会社法上の内部統制システムは、 の手段として、機能不全に陥 ゆえに、 規制に 会社法の観点からも、 開 示統制 代表者の監視義務違反を問う ったままとなる恐れがあると ・手続 その見直し とい わ が国 う 概念が 0 金 が今後の 融 欠如 商

確保」上智法学論集五三巻三号一○一頁(二○一○年) 出稿「内部統制に関する情報開示制度の意義と正確性の

一つになりうるのではないかと思われる。

(流通経済大学准教授)

企業不祥事と取締役の民事責任

法令遵守体制構築義務を中心に

健

南

健悟

問題設定

を与えた事案ではない。 定して 事責任のあり方について検討を行うものである。 本 ・報告は、 いるの は 企業不祥事に伴う会社の損害に対する取締役の民 取 締役自身が違法行為等をして、 他 0 取締役や従業員が違法行為等をし 本報告が 会社に損 想

るといえよう。

この

般論につき、

学説は法令遵守体制

恵上する。 で、会社に損害を与えた事案における、取締役の監督義務を問

裁量が与えら 営判断 のような内容のリスク管理体制を整備すべきかは基本的には経 る研究の進展により、 して惹起する様々な事件 れていない。 くの裁判例では、 かしながら、 遵守体制構築にかかる決定が義務付けられることとなった。 はその後、 る違法行為等を防止するための体制 取締役の監督義務を履行するために、 を免れる可能性があった。 役は当該違法行為等の存在につき不知であることでもって責任 法行為等に対する監督の目は行き届きにくい。 物的にも人的にも大規模な株式会社においては、 するため監視・監督する義務を負うと解されてきた。 題とする。 般論 、きであると主張された。この取締役の法令遵守体制構築義 従来から、 平成一七年会社法の制定に伴い、 の問題であり、 整備すべきリスク管理体制の内容は、 多くの裁判例で肯定され、 取締役の法令遵守体制構築義務が問 取締役は他の取締役や従業員の違法行為等を防止 その れているというべきである」 理 当該義務違反に基づく責任がほとんど認めら 由 は、 充実し 会社経営の専門家である取締役に、 事 そこで、 11 故 の経 ていくも くつかの裁判例で述べられ 験の蓄積とリスク管理に関 学説において、そうい (法令遵守体制) 取締役会等における法令 平成一三年商法 予め取締役は社内にお 0 である。 とい IJ う点に そのため、 従業員等の スクが現実化 題となった多 ・また、 現 特例法改 を構築す L れ 7 か った 取締 け す 違 務

する。 量 限 原 構築義務に が適用されるか」という論点を素材に、 本報告では、第一に「法令遵守体制 があるとする見解 は 則 の法令遵守体制 なく、 が適 確 能かに、 用され それを超えてどこまでの体制を構築するのかに裁 判 係る取 断 このように法令遵守体 原則 ることを支持する見解もあるが、 締役の責任や司法審査 が (内部 あり、 が適用されることを示唆するも 統制システム) その 評価 に相ば 0 構 制 取締役の法令遵守体制 について、 0 築につき経営判 違 0 あり方について検討 が見られる。 構築につき経営判 取締 方で、 0 であ そこで、 役 断 原則 ると E 低 量

考察するものであると捉えるならば、 ときにおける取 法行為等が発生した場合、 に おける取締役の義務のあり方を検討するものである。 第二に、 題 を企業不祥事発 法令遵守体制を構築した後、 心締役 の義務のあり方につい 生 前に その情報が取 おける取 これは企業不祥事 一緒役の 不締役ら それでも従業員等の ても検討を行う。 義務のあり方を にもたらされ 発 生 違 第 後 た

を行う。

う。 では、これら企業不祥事発生前後における取締 以上、本報告では、これら企業不祥事発生前後における取締

る司 断 締役らが法令遵守体制を構築するにあたっ 問 題 の場合とパラレ に 法審査は謙抑的 ついては、 論 を先 ル どのような対処を行ったのかという点から積 取 りし であるべきであるとする。 に考え、 て言 広い え ば 裁 第 量 か 5 0 えら ては、 問 題 しかし、第二の れ に 通 0 常の経 それに対す 11 7 は、 営判 取

極的な司法審査をすべきであると指摘する。

義務 アメリカにおける取締役の法令遵守体制

法令遵守体制構築義務の展開

1

的 的又は組織 判示した。 情報報告システムの 基準として「継続的又は組織的な誠実性の欠如とされるような 告システム構築義務が 違法行為抑止のための情報報告システム(法令遵守体 事 よる内部統制の法制 Del.1963)° に 監督の懈怠 義務が肯定されることとなった。 創 ポレート・ガバナンス原理による推奨、 論 に 制 中判決 あっ 又は組織的な監督 .解されていた(Graham v. Allis-Chalmers, 188 を含む不正行為監視システムの構築義務 設とい T COSO委員会による内部統制概念の明 メリカ法において、 た 0 (698 そこで、 的 しかし、 の場合」を挙げ、 た、 な監督 かし、 A.2d 959, Del.Ch.1996) 社会的 ここにいう 詳 以下では 化 の懈怠 0 会計 懈怠」 認められるとした上 細なレベル 変化に伴い、一九九六年の 組織に対する連邦 長期にわ 監 查 基準 さらに「会社において要求さ 基準の具体的内容について検討 論 一誠実性の欠如」 「誠 は経路 同判 に たり、 O おける内 具 実性の欠如 体的· 営判 決は、 判例 により、 海外不正支払防 内容 断 で、 量刑ガ につい 部 0 取締役には 確 法 統制 Ļ 問 同義務 化 が の意義、 問題」で 社内に ては、 不 概念や イドライン 明確 法令遵 A L I 12 Caremark A.2d 関 制 に する あ 情 お 止 な状況 否定的 反 構築 する ける コ

行う。

2 「誠実性の欠如」の意義

性の欠如」の意味する点について考察を行う。 責任基準については不明確な点もある。そこで、まず、「誠実 責任基準については不明確な点もある。そこで、まず、「誠実 む情報報告システムの構築義務を取締役に課したが、具体的な 右に述べたように、Caremark 事件判決は法令遵守体制を含

ラウェア州 クロー 判所及び衡平法裁判所において、 表現として用いられてきたことがわかる。その後、 実性は経営判断原則について言及する際に用いられる定型 になると、取締役の誠実性に議論の焦点が当てられるようにな と忠実義務に分けて考察されてきた。ところが、二○世紀後半 伝統的に、 デラウェア州における判例法を見ると、従来、 ・ズ・アッ 「最高裁判所と衡平法裁判所とで、誠実性・誠実義務 アメリカ法において取締役の信認義務は注意義務 プされるようになる。ここで注目すべきは、 取締役の誠実性・誠実義務が 同州最高裁 取締役の 的な デ 誠

Technicolor, Inc., 634 A.2d 345, 部分はあるが、 デラウェア州衡平法裁判所においては概念については不明確な たかも独立した信認義務であるように位置づけ、その概念も 概念や位置づけについて異なる展開をしている点である。 デラウェア州最高裁判所においては、「三組の信認義 |的に会社や株主を欺く取締役の主観」(Zirn v. VL| 681 忠実 その位置づけについ A.2d 1050, 務又は Del.1996) 注 意義務」 Del.1993) て 忠実義務の中に含まれ と捉えていた。 というように、 務 他方、 V.

> 欠如している 放棄・意図的に会社の利益以外で行動した場合、 は忠実義務の下位要素とした。したがって、 ついて、Stone v. Ritter 事件判決 ているのである。 こでは取締役の「故意」や 令違反行為、 Del.Ch.LEXIS 113, Del.Ch.2005; 906 A.2d 27, Del.2006) 工 る下位 CEXIEE 2001 DEL. CH. LEXIS 20, Del.Ch.2003) としていた。 世紀に入り間 ア州の裁判所で見られた。 このように異なる位置づけ、 同判決によると、不誠実となる場合とは、 の又は副次的要求」(Emerald Partners ③意図的な作為義務の無視とする。 (=不誠実)と認定された場合には、 もなく、 その後、 誠実義務の理論的統一の試 誠実性・誠実義務の法的位置づけに 意図」といった主観が問題とされ 一連の Disney 事件判決 概念の捉え方が見られたが、 (911 A.2d 362, Del.2006) 取締役が誠実性を ①故意の義務 すなわち、 ②意図的: みがデラウ 記な法

立証 と連邦によるコーポレー とができないとするものである。 規定による免責との関係である。 うになっ 追及するためには原告 った作為又は不作為」の場合には、 では、 なければならないのである。 なぜこのように取締役の誠実性に焦点が当てられるよ デラウェ たのか。これには二つの要因があるように思 一ア州 一般会社法一〇二条的項のに基 (株主) 1 • ガバナンスに係る立法の影響 は したがって、 これは、 第二に、 取締役の不誠 取締役の責任を免除するこ 企業不祥事の続発 一誠実になされなか 取締役の 実性 づく定款 わ であ

反を構成することとなった。

を行う。 督の懈怠 ここでは 誠実性の欠如」を構成するほどの「継続的又は組織的な監 」とは具体的にどのような態様を示すのか、 「誠実性の欠如」に係る問題を考察してきたが、 次に検討

る。 Caremark 事件判決では、 様を示しているのか 告システムの存在を全く確保しようとしなかった場合」を挙げ では、同判決後における裁判例においては、どのような態 続的 一継続的又は組織的な監督の懈怠」基準の具体的内 は 組 織 的 な その具体例として「合理的な情報 監 督 0 懈 怠 基 準につ 1) て、 報

可

Stone v. Ritter な時間しか職務を行っていない場合、③監査委員会が重大な会 することが必要であり、 0 Hsun Huang 事件判決 システム又は統制を全く構築しなかった場合、 されていない場合、②監査委員会が散発的かつ明らかに不適切 計不正の事案で次のように説明する。すなわち、取締役が自ら つの基準であることを示唆する。 職務を果たしていないという事実を自覚していることを証 まず、Ash v. McCall 事件判決 会計不正以外の従業員による法令違反行為の事案である は、会計不正の事案で、監査委員会の設置が 事件判決では、 またはその状態を促進していた場合を挙げる。 より具体的には、 (823 A.2d 492, Del.Ch.2003) +5' ①取締役がい また、Guttman v. Jen-(2000 Del.Ch.LEXIS ①監査委員会が設置 ②そのようなシ かなる情報報告 144, 明

> 的な取締役会すら開催されていなかった事案において、 事件判決 ている。 かし、これらの裁判例では取締役の責任 ク又は問題が取締役らに伝達され得なかった場合を挙げた。 たは監督せず、それによって、 ステム又は統制を構築したものの、 能性が認められるとした。 他方、ATR-Kim Eng Financial Corp. v. Araneta (2006 Del.Ch.LEXIS 215, Del.Ch.2006) では、 取締役の注意を必要とするリ 意識的にその運用を監視 の可能性 はないとされ

懈怠」 れない。 の認識も要求されており、 場会社であれば容易に満たし得るものであり、 これらの裁判例を概観すると、「継続的又は組織的な監督 基準は、 監査委員会の不設置等が問題とされており、 例外的な場合にしか、責任が認めら 更に、 義務違 反 0

れる。 果たし、その一方で、そのような有能な人物によって取締役会 る経営判断の場合とパラレルに考えていると思われる。そして、 の職務を果たしうる」と述べ 能な取締役による誠実履行義務を促進するものとしての役割を いて、Allen 判事は「取締役会の経営判断の場合と同様、 共通性が見られるということである。 義務違反の場合に問題とされていることから、その影響が見ら すなわち、誠実性は、 あるのだろうか。 では、このような裁判所の謙抑的態度の理論的背景には何が 第二に、より重要な点は、 第一に、誠実性概念との交錯が挙げら 前述したように「故意」や「意識 ている。 経営判断原則の理 ここでは、 Caremark 事 件判決に 的 根拠 的」な お 0

為 が問 ては適 にな監督の懈怠」という厳格 るということからも いると考えら 題となる監督 時既にALIコーポレート・ガバナンス原理 用され 0 な 内容は 経 営判 務 わかる。 経 (法令遵守体制 営判 断 な基準 原則の代替的基準とし 断 したが 0 問 は、 題 0 構築義 あくまで取 て、 で ある旨 継続的 務 て捉 締役 0 に 示 又 事 唆 お は 3 えられ 案 0 11 不作 組 7 に れ 織 お て

= 取 締 0 Red Flag 対 処 務

か

内に を認めている。 法令遵守体制構築義務に基づく責任は認められ が が 深果に 責任を負う可 認められ おける違法 疑問 アメリカ (Red Flag 対処義務) が な 生じる。 役 法 行為等の情報を得た際の義務に 能 0 その にお 法 令遵守 が しかしながら、 ため、 低 11 次に、この違法行為等の ては、 いとなれ 体 制 企業不祥事発生時に について検討を行う。 構築義 かなり限定的な場面 ば、 アメリカ法にお 取締役に 務 に 0 11 にくい 対する つ て検討 お ては、 報 11 でしか責任 を得 て取 一方、 をし 規 7 律 責任 統統役 てき た は 付 社 け

取 として捉えられ、 締役に対する規律付け効果が期待されている。 関する情報を入手した場合には、 Red Flag 対処義務とは、 ないとする義 である。 近時 は 務 従来から学説、 である。 この義務 取締役は従業員等による違 この に焦点を当てた裁判例 判例 義 適 務 は監 に 切な措置 お 41 督 義 て認めら を講 務 0 受 U なけ れ 動 も見ら 法 てきた 的 れ 行 側 為 ば 面

L

性

に

断続的 る調 性を認め 置を執ることの Abbott Laboratories 事件判 役会等において積極的な是正措置をとることの 事案において、 2001)が挙げられる。 も上記事件と同 た事案 わらず、 まず、 査、そして各種報道が な連 近時の Red Flag 対処義務に関する裁判例を概観する。 McCall v. Scott 数年に 邦当局による警告、 締 監査委員会による不正 な 役 \$ いまま放 0 わ ヘルスケア会社の違法行為の事 責 たり取り 同判決は、 任 置 0 なされていたにもか 事 可 決 した事案で、 締役会等におい 件 能 各種 判 (325)性を認めた。 決 ル 報 道が F.3d 795, 行為報告、 スケア会社 (239)取締 なさ F.3d て積極 な 役 れ か 一の違 わ 0 てい 連邦当局 808 5 責 的 まま放置 な是 たに 任 取 口 正 て

ここでは法令遵守 なくとも何も是正措置をとらない場合には責任が課されること どうかを判断する際に関係してくる」旨判示され が説 間が、 Red た 題とされる。 だろうか。 締役の当該義務違反となる要素はどのように考えら 場合、 かれ 査委員会の開催とその Flag 対処義務につい 行動す どのような行動をなすべきか、 そして、 べき取締役の に、 記裁判例 体制を含め 潜在的 第三に、 におい て、 た情 懈怠が誠 な損 頻度等も問題とされ 上 ては 害の 取締役会が 報 記裁判例と学説 報 実性 告システ 不正 可能性の高 という点につ 0 一行為 欠 Red 如 4 てい を構 さや 0 0 Flag に 構 成するか お ま 0 続 7 て 重 が

問

0 取

期

候の 合には、 は、 に行うべきであるとされる。そして、 企業内弁護士やその他の専門家を交えて取締役会にて善後策を を示す。 真偽等につい 取締役らが Red Flag に直面した際に、 したり、 裁判所は、 取締役はそれに対応をすることが要請されるが、 必要があれば公表したりするなどしたか等を中心 て調 義務違反があったか否かを審査する場合に 査を行ったり (調 Red Flag 查義 当 務 一該不正 の履行 に直 面 0 行為の徴 出した場 有 それ 無

1+ 築義務よりも 効果が期待されていると考えられ 以上を踏まえると、 Red Flag アメリカ法にお 対 処義務による取 1) ては、 協締役に 法令遵守体制 対する規律付 構 され

ている

も迅速

に行われ

る必要もあろう。

対応までの時間的

要素も

重

視

几 T メリカ法における方向性と日本法へ の示唆

1 H 1本法 0 示

0

ることができよう。 おける取締役の義 メリ カ法における取締役の法令遵守体制構築義務と構築後 務 12 っ いての方向性は、 以下のように述べ

断原則 よる内部 取 よっては困難であるということを示唆し ら 0 認義務のみ 誠実義務論 適切な法令遵守体制の構築は取締役の信 統 理論的背景との共通性が見られること、 制関 連立 によって法令遵守体制の構築を促進してはい 法 0 登場による責任認定の や監査委員会制度による補完、 てい 困難 る。 これらの点か すなわ 性 認義務のみ (3) ②連 たち、)経営判 邦 1 に

役

う形で充実化を図っているということが指摘できる。 お ける取締役の監督義務については、 Red Flag 対処義

な

いということがいえよう。

しかし一方で、

違法行為認

知後に

そこで、 アメリカ法における方向性から日本法への示唆を得

たい。

法には存在しないからである。 項(7)に基づく取締役の免責規定と同 の登場が挙げられ 務に基づく責任が認められにくいことの理由として誠実義務論 ば、 まず、 の背景事情、 瞭性が未だに残っているからである。 第一に、 前提として、 す アメリカ法においても誠実義務概念の なわち、 るが、 アメリ この点は日本法に妥当しな デラウ カ法における法令遵守 エ ア州一 種の免責の除外規定が日 第二に、 般会社法 アメリカ法特 体 理 制 論的 なぜ 構 一条 (b) 不 な

明 5

有

され、 な責任 接に関 体系を会社 ることは困難である。 くるわけであるから、 まるものではなく、 ると考えられる。 の責任によって適切な法令遵守体制の構築を促すだけではな 理論的背景が妥当するという点は、 か 効率的 を取 ĩ わってくるということに鑑みれば、 ながら、 締役に課すことにより、 0 な経営が損なわれるおそれもあろう。 取締役に押しつける可能性すら孕む。 法令遵守体制の内容については、 法令遵守体制 会社の規 また、 裁判所が当該体制 法令遵守体制は社内体制全体と密 模、 0 構 業種等、 過 築に 日本法に 剰な法令遵守 つい の内容につい 会社ごとに 裁判所が一 て おい \$ 経 また、 体制 また、 営 ても妥当 定の て審査 義的に 判 断原 か なって 取 度 決 す 則

正

措置をとらないことにより、

不合理性を認定し、

それによっ

量を認めるべきであり、 うであるならば、 示することで、市場による規律付けも図ることができよう。 謙抑的態度が見られる点は正当であると評価できる 法令遵守体制を含めた内部統 取締役の法令遵守体制 法令遵守体制の内容に関する司 制システムの内容を市 の構築に係る広範 場 法 北な裁 審查 そ 開

ば、 体制に 取 制 可欠である。そして、 考えるべきである。 念を差し挟むべ 0 体制構築義務違反を見出すべきである。 である。 に対する司法審査の手法については、 構築されるとの く審査をしないことによって不適切 の前提として法令遵守体制を含む内部統制システムの開示は かわらず、 の欠陥があったとの報告が取締役会にもたらされていたにもか 定期的な運用状況の報告とその確認を求め、 締役の不誠 メリカ法においては積極的な是正措置をとらないことにより、 構築後の取 ただ一方で、 対する積極的 つのあり得べき方向性であると思 すなわち、 それについて是正措置をとらなかった点に法令遵守 実性を認定するが、 締役の義 き特段 批判もあり得る。そこで、 裁判所によって法令遵守体制の内容につい 緩い審査であるとも思われるが、 法令遵守体制の整備・運用について な司法審査による問 法令遵守体制の限界を認識 務のあり方に着目 の事情がなければ任務懈怠となら 日本法においても積極的 (杜撰) 以下のように考える ここでは法令遵守 わ すべきであると考える。 題があることに鑑みれ 法令遵守体制 れ る。 な法令遵守 報告につい もちろん、 した上で、 法令遵 な 何 体 0 て疑 内容 5 て全 11 体 制 き 不 そ 守 ٢ 制 か が

による弊害も考えられ、

その点も今後の検討

課題としたい。

て取 締役の任 務懈怠を肯定すべ きであると考える。

必要があろう。 性確保体制等) 広く内部統制システムという形での議論が盛んである。 遵守体制に特化して検討を行っ を検討しなければならないだろう。 り得ると指摘した。 0 である。 制システムに含まれる法令遵守体制以外の体制 ステムの開 構築を促すのではなく、 2 最後に、 積み残され 本報告では、 今後の検討課題であ 示がなされなければならない 第二に、 についても同様の指摘が た課題 しかし、 取締役の責任により適切な法令遵守体 内部統 市場における規律 そのためには、 た。 るが、 制システムの開 詳細 しか 第一に、 な項 が、 できるの L しながら、 自を開 より具体的な内容 適切な内部統 付け 本報告では法令 示方法の具体化 (例えば、 か、 0 方向 現 示すること

検証

する

性 制

あ

在はより 内部

卷四号掲載予定 (二〇一一年)、 三号一頁、 【参考文献】 巻二・三合併号二〇九頁(二〇一〇年 メリカにおけるAIG事件と Citigroup 事件の比 四号五三頁(二〇一〇年)、五号一頁、 拙稿 法令遵守体制構築義務を中心に」北大法学論集六一 企業不祥事に 同「リスク管理と取 おける取締役の民事責任 六号九九頁、 締役の責任 商学討 5

本研究は科学研究費補助金 のである (二二七三〇〇九〇) の助成を受けた

(小樽商科大学准教授)